

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会
第5回会合

地域防災計画及び都市計画における 津波防災対策の内容

- | | |
|--|-----|
| 1. 『地域防災計画における津波対策強化の手引きの概要』 | p1 |
| 2. 『地域防災計画における津波対策強化の手引き』における
「3. 1津波防災施設」の概要 | p2 |
| 3. 『地域防災計画における津波対策強化の手引き』における
「3. 2 津波防災の観点からのまちづくり」の概要 | p3 |
| 4. 市町村地域防災計画の例 | p5 |
| 5. 都市計画マスタープランの例 | p7 |
| 6. 市町村地域防災計画に定める事項 | p9 |
| 7. (参考)都道府県地域防災計画に定める事項及び他の計画との関係 | p10 |
| 8. (参考)都市計画マスタープラン、地域防災計画の検討体制 | p11 |

『地域防災計画における津波対策強化の手引き』の概要

位置付け

防災に携わる行政機関[※]が、沿岸地域を対象として地域防災計画における津波対策の強化を図るため、津波防災対策の基本的な考え方、津波に係る防災計画の基本方針並びに計画策定手順等についてとりまとめたもの（平成10年3月策定）

※国土庁、農林水産省、水産庁、運輸省、気象庁、建設省、消防庁

全体の構成

序章

第1章 総論

- 1. 1 津波防災計画の目的
- 1. 2 津波防災計画の位置付け
- 1. 3 津波防災計画の基本目標

第2章 津波防災計画の策定

- 2. 1 計画策定の手順
- 2. 2 計画策定のための基礎調査
- 2. 3 対象津波の設定と想定被害の評価

2. 4 津波防災上の課題の設定

2. 5 津波防災計画の策定

2. 6 津波防災計画の実行に伴う課題

第3章 津波対策の強化

3. 1 津波防災施設 →P2参照

3. 2 津波防災の観点からのまちづくり

3. 3 防災体制

↓
P3,4参照

『地域防災計画における津波対策強化の手引き』における 「3.1 津波防災施設」の概要

3.1.1 概説

- ・津波防災施設は津波の陸域への侵入を阻止することを目的とするもので、以下のようなものを示す
(1)防潮堤 (2)津波防波堤 (3)津波水門 (4)河川堤防 (5)その他(防潮林、防浪ビル)

3.1.2 整備水準

- ・津波防災施設の整備水準の設定に先立ち、地域ごとの整備の必要度を明らかにする
- ・津波防災施設の整備水準は、地域の整備の必要度に応じ詳細な調査を行って、地域の実態と防災効果に応じて定める
- ・土地利用形態に変化があった場合や津波災害に関する新たな知見が得られた場合は、必要に応じて整備水準の見直しを行う

3.1.3 防災施設の選定

- ・地域の実態、施設の現況、建設に要する費用及び効果等を十分に考慮し、単独または組み合わせて選定する

3.1.4 防災施設の耐震化・耐浪化

- ・津波に先立って発生する地震により防災施設としての機能の支障が生じないように、耐震性の強化を講ずるよう十分に配慮する
- ・津波の越流による欠壊、引き波及び流れによる基礎の洗掘、吸い出し、あるいは漂流船舶等による衝突などにより破壊されないよう十分に配慮する

3.1.5 防潮堤背後の内水排除対策

- ・防潮堤背後では、①越流した津波の堤内地での湛水、②降雨の堤内地での湛水が生ずる場合もあるので、内水排除対策についても十分に配慮する

3.1.6 防災施設の維持・管理

- ・老朽化によって機能を損なわないように、竣工後の維持・管理を十分に行う
- ・水門・陸閘等は、現地の状況に適した構造とし、故障箇所の修繕、開閉の定期的な点検を行い、常に使用できるように維持・管理する

『地域防災計画における津波対策強化の手引き』における 「3.2 津波防災の観点からのまちづくり」の概要①

3.2.2 津波に強い土地利用の推進

3.2.2.1 土地利用ゾーニングへの津波防災的観点の反映

1) 安全な地区への土地利用の誘導

(1) 既成市街地等における土地利用の誘導

a) 高地移転

地域の実態に応じて、安全な高地への移転の可能性について検討する

b) 計画的な土地利用誘導

土地利用の現状、地域の将来の発展、住民の利便性を十分に考慮し、津波による被害をできるだけ少なくする形態へ誘導する

(2) 臨海部開発等に伴う適正な土地利用の推進

当該地域の津波に対する安全性に加え、背後地域の安全性に資する計画とする

2) 土地利用計画における「防浪地区」および「緩衝地区」の考え方の導入

防浪ビルなど必要な整備の推進や、津波防災上緩衝機能が期待される地区の土地利用の抑制のため、都市計画等の手法を用いて土地利用を誘導する

3) 防災上必要な施設の保全・整備

a) 防潮林の保全

防潮林は津波に対し、①背後の家屋等の被害軽減、②流木・船舶等の漂流物の陸上への侵入の防御が期待されるため、現存する防潮林は将来にわたって維持する

b) 旧堤の保全

津波防災上、有効な機能を発揮されると想定される場合には、その保全を図る

3.2.2.2 拠点的公共施設の整備

庁舎・学校・病院・公民館・公園等の公共・公用施設は、①地域の土地利用の誘導、②避難・救援の拠点の観点から配置及び構造について配慮する

3.2.2.3 交通施設等骨格となる都市基盤施設に関わる対策

①地域の土地利用の誘導、②避難路、③救援路の点から、津波対策のためのまちづくりを行うにあたり、配置及び構造について配慮する
また、災害時における海上交通網の確保の観点から、港内、漁港においても災害時の救援、復旧活動の拠点として活用できる防災機能の向上について配慮する

『地域防災計画における津波対策強化の手引き』における 「3.2 津波防災の観点からのまちづくり」の概要②

3.2.3 臨海部の土地利用特性に応じた施設等の安全性向上

3.2.3.1 共通事項

1) 建築物の耐浪化

臨海部、特に越流等により浸水のおそれがあると考えられる地域では建築物の耐浪化を検討する

2) 危険な物品への対策

津波来襲時に二次被害をもたらす恐れのある危険な物品については、保管・配置・管理等に十分配慮する

3.2.3.2 沿岸の地域特性に応じた安全性の向上

沿岸地域には人口の集積や様々な産業集積が見られるが、①居住地域、②商業・業務地域、③産業・物流関連地域などその利用の特性に応じて津波防災における重点を定めて対策を講じる

3.2.3.3 港湾、船舶対策

1) 港湾、漁港の船舶対策

港湾管理者として必要と認める場合、船舶の安全対策について適切な措置を講じるよう関係者に要請する

2) 船舶の措置

津波来襲時の漁船の処置については、人命に危険を与えない範囲で実施する

3.2.3.4 水産業関連地域の安全性確保

1) 堤外地の水産関連施設対策

堤外地の水産関連施設の整備に当たっては、①水産関連施設の配置、利用方法に津波防災を考慮する、②漁港の外郭施設(防波堤・堤防・護岸)、係留施設の整備には、津波に耐える洗掘対策、強化策を取り入れる

2) 増養殖施設

増養殖施設を津波から防護することは困難であるが、①漁業災害補償制度の活用、②増養殖施設による2次災害の防止を講ずる

3) 漁具類

津波来襲の際に漂流物とならないよう、日常の管理に留意する

3.2.3.5 ライフライン機能の安全性向上

1) 通信施設対策、2) 供給施設対策

電話施設等の通信施設、電力施設、水道施設等の供給施設は、津波来襲時に機能を損なわないように、配置及び構造に配慮する

市町村地域防災計画の例①

災害対策基本法第42条に基づき、市町村防災会議（設置しない市町村は当該市町村長）が防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画

A市地域防災計画（震災対策編）

第1章総則、第2章災害予防計画、第3章災害応急対策計画、第4章災害復旧計画、第5章日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の全5章56節からなる計画

第2章 第10節 津波災害予防計画

第1 基本方針 第2 津波災害予防事業 第3 海岸堤防の管理

第4 海岸地域の津波防災化

市及び防災機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分に考慮に入れ、津波に強い街づくりを推進する。

1 土地利用上の対策

(1) 津波防災上の土地利用

- 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地域の将来の発展、住民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。
- 建築基準法に基づく災害危険区域について検討するとともに、小規模の集落については、住宅の高地への移転を誘導する。

(2) 防浪地区の設定

- 防潮堤背後の土地利用が進んでいる地域は、地域の実態に応じ防浪地区を設定するとともに、地域内の建築物を耐浪化し、防浪ビルを並列させる等の指導をする。

(3) 緩衝地区の設定

- 津波の緩衝機能が高く、土地利用が進んでいない地区を緩衝地区として設定し、土地利用が高度化している隣接地区の津波に対する安全化を図る。

(4) 旧堤の保全

- 旧堤が、津波防災上有効な機能を発揮すると想定される場合は、その保全を図る。

2 公共施設の耐浪性の確保

- 庁舎、学校、病院、公民館等の公共施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強い街づくりを誘導する施設の配置を行う。

3 交通施設の配置等

- 道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。

※特に津波防災における土地利用に関する部分を抜粋
この他、避難計画なども他の節に記載あり

市町村地域防災計画の例②

B市地域防災計画(震災対策編)

第1章総則、第2章震災予防計画、第3章震災応急対策計画、第4章災害復旧・復興計画、第5章日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地域防災対策推進計画の全5章75節からなる計画

第2章 第2節 津波災害の予防

※津波防災における土地利用に関する記述は無い

1 津波に強い地区づくり

本市域には、連続した海岸線が含まれている。沿岸部の地域においては、津波による被害が沿岸部全域で想定されている。こうした津波及び波浪・高潮災害の予想される区域に関しては、県が調査を実施し、危険な箇所等について指定を行っている。

これら県において指定された危険箇所及び地震被害想定等に基づき、市は津波・高潮ハザードマップを作成し、インターネット、広報誌、パンフレット等を通じて、津波が来襲した場合の予想危険地域や津波に関する知識の住民への周知を図る。

なお、津波・高潮ハザードマップの作成にあたっては、住民参加の手法を導入し、次の事項に特に留意して検討を行う。

- ・避難困難地域の選定
- ・避難困難者の把握

2 津波監視、情報伝達体制の整備

3 避難場所、避難路及び避難誘導標識等の整備

- (1)避難場所、避難路の指定、整備 (2)津波避難ビル等の指定及び確保 (3)誘導避難指標等の整備

4 海岸保全事業の推進

5 津波防災思想の普及

6 津波予報

7 津波避難訓練の実施

8 その他留意点

- (1)観光客、海水浴客、釣客等避難対策 (2)災害時要援護者の避難対策 (3)外国人居住者に対する避難対策

都市計画マスタープランの例①

都市計画法第18条の2に基づき作成される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

A市都市計画マスタープラン

目標とする都市像

「人と技術が輝く 海と緑の交流拠点 A」

都市づくりの基本理念

- 産業都市としての蓄積を活かす
- 生活者の視点を重視する
- 社会ニーズに的確に対応する

都市づくりの基本目標

- 活力があり人々が集う交流都市づくり
- ゆとりと潤いのある快適居住都市づくり
- みなとまちとしての魅力的な景観都市づくり
- **安全に安心して暮らせる都市づくり**
- 市民が協働する都市づくり

都市づくりの基本方針

- 土地利用の誘導方針
- 道路交通システムの整備方針
- 都市景観形成の誘導方針
- **住まい・まちづくりの誘導方針**
- 公共公益施設等の整備方針

地区別まちづくりの方針

- **a地区**
- b地区
- c地区
- d地区

【安全に安心して暮らせる都市づくり】

過去に津波や土砂災害、林野火災などによる被害を受けており、潜在的に市民の不安も見られることから、がけ崩れ対策や**防波堤の整備等の防災機能の向上**を図るとともに、**避難所整備等の災害時へ対応の充実**を図り、安心して暮らせる都市づくりを目指します。

【住まい・まちづくりの誘導方針】

(中略)さらに、市街地周辺の豊かな自然環境や**津波等の被災履歴を踏まえ**、環境共生のまちづくりや**災害に強いまちづくり**を目指します
＜基本方針＞

③災害に強いまちづくりの方針

- 防災まちづくり
防波堤の整備促進や、治山治水による山崩れや濁水の防止とともに、木造老朽住宅の建替え誘導など、**防災まちづくり**を進めます。
- 災害時にも安心なまちづくり
安全でわかりやすい**避難路の整備**や延焼を防ぐオープンスペース整備、ライフラインや情報を確保できる**避難場所の整備**を進めます。また、**災害時における周辺市町村との連携体制の確立**を図ります。

【a地区】

a地区のまちづくり方針

④住まい・まちづくりの誘導方針

- **〇〇防波堤の整備**や**避難場所におけるライフライン確保**等により、災害に強いまちづくりを進めます。

都市計画マスタープランの例②

B市都市計画マスタープラン

まちづくりの将来像

「地域の魅力や個性を活かした にぎわいあふれるまち B」

まちづくりの基本理念

豊かな自然や文化、産業、人材を守り活かしながら、多様な交流を生み出し、いつまでも住み続け、活動し続けられるまちを住民参加の下に創り、未来へと受け継いでいくこと

まちづくりの基本目標

- **住み続けられるまち**
- 個性と活気にあふれるまち
- 地域資源を大切にするまち
- 自然と共生するまち
- 住民とともにつくるまち

全体基本方針

- 土地利用の方針
- 道路・交通の方針
- 公園・緑地の方針
- 供給処理施設の方針
- **都市防災の方針**
- 環境保全の方針
- 都市景観の方針

エリア別詳細方針

- aエリア
- cエリア
- **eエリア**
- **bエリア**
- dエリア

【住み続けられるまち】

少子高齢化への対応や**防災対策の強化**により、誰もが安心、安全に住み続けられるまちづくりを目指します。

【都市防災の方針】

様々な災害に備えた施設の整備を促進するとともに、災害弱者にも配慮した避難態勢の充実を図り、災害に強いまちを形成します

◆津波・高潮

沿岸部における**防波堤・防潮堤等の整備**など、海岸保全の強化を図るとともに、避難体制を充実し、リアス式海岸特有の**災害に対して強いまちを形成**します。

【bエリア】

(5) 都市防災の方針

【津波・高潮】

- ・〇〇地先海岸、〇〇地区海岸といった海岸保全区域に指定されている海岸については、**海岸保全施設の整備**を推進するとともに、**避難場所や避難路の確保**を図ります。

【eエリア】

(5) 都市防災の方針

【津波・高潮】

- ・〇〇地区や〇〇海岸〇〇地区、〇〇海岸といった海岸保全区域に指定されている海岸については、**海岸保全施設の整備**を推進するとともに、**避難場所や避難路の確保**を図ります。

市町村地域防災計画に定める事項

津波防災対策のうち、「防災施設」や「防災体制（予報等の伝達、避難、防災知識の普及、訓練など）」は、災害対策基本法において市町村地域防災計画に定める事項としているが、「津波防災の観点からのまちづくり」は特段の定めがない。

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 (略)

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3～5 (略)

(参考) 都道府県地域防災計画に定める事項及び他の計画との関係

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 (略)

2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項

3~4 (略)

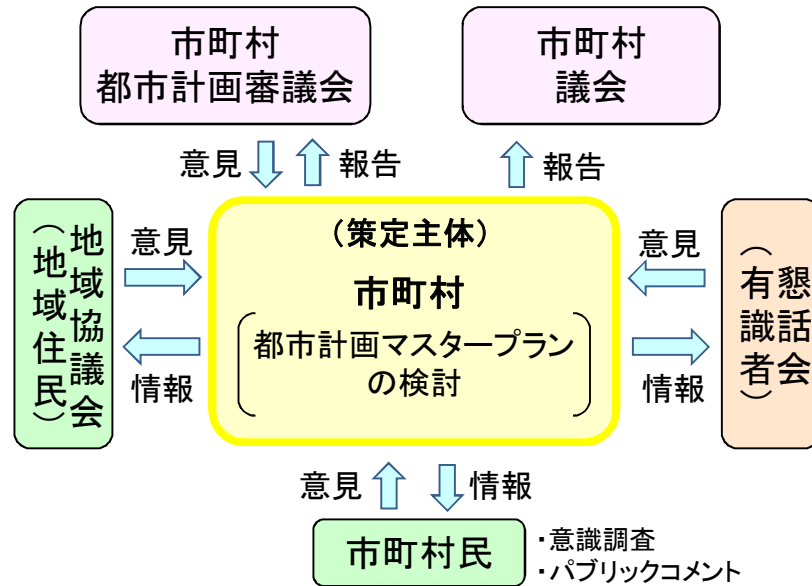
第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

- 一 水防法第七条第一項及び第三項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十二条第一項に規定する指定管理団体の水防計画
- 二 離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画
- 三 海岸法第二条の三第一項の海岸保全基本計画
- 四 地すべり等防止法第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- 五 活動火山対策特別措置法第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第八条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- 六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- 七 半島振興法第三条第一項に規定する半島振興計画
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

↳ 特定漁港漁場整備事業計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画

(参考)都市計画マスタープラン、地域防災計画の検討体制の例

【都市計画マスタープランの策定手続き・体制】



【都市計画審議会委員(条例で規定)】

学識経験者、市町村議会議員、
指定地方行政機関職員、県職員、県警職員、市町村民
など

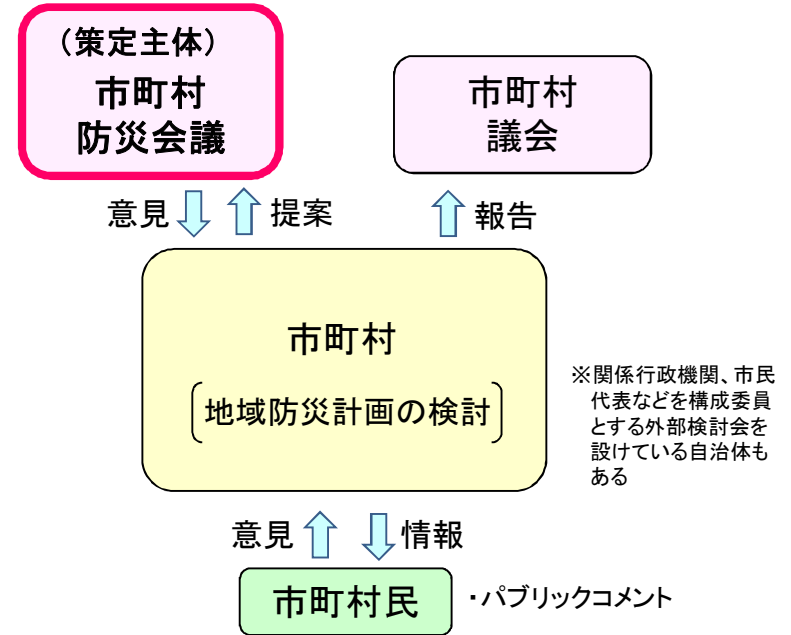
都市計画法(昭和四十三年六月十五日法律第百号)
(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

【地域防災計画の策定手続き・体制】



【防災会議委員(条例で規定)】

指定地方行政機関職員、県職員、県警職員、消防職員、
市町村職員、教育長、消防団長、指定公共機関職員、
指定地方公共機関職員 など

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)
(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2～5 (略)

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。